

岐阜県公報

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 七七七^{ページ}

保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知

(同) 七七八

県道の路線変更

(道路維持課) 七八〇

道路の区域変更

(同) 七八一

道路の供用開始

(同) 七八一

多治見都市計画区域及び笠原都市計画区域の変更

(都市政策課) 七八二

都市計画の変更

(同) 七八三

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 七八五

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

(商業流通課) 七八五

正 誤

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定中訂正

(廃棄物対策課) 七八五

告 示

第 二 千 二 百 十 一 号

平成二十二年十二月二十四日

(金曜日)

岐阜県告示第六百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市日永字谷八〇〇、字段八〇三の一、本巣市外山字白樫五八から六二まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字谷八〇〇・字段八〇三の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
字白樫五八、六一、五九・六〇・六一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巢市根尾奥谷字下川原五四六の一、五五一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巢市役所に
備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
揖斐郡揖斐川町谷汲深坂字北洞二七六〇の一、谷汲神原字宇治谷二五四の二の二、
二五五、二五九、字平岩一六八九の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第
二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通
知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示
する。

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市山口町二〇一の一（次の図に示す部分に限る。）（二〇一の二から二一〇
の四まで）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

山口町二〇一の二から二〇一の四まで

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口町二〇一の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第
二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通
知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示
する。
平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

土岐市肥田町肥田字欠下一八三六、一八五二の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び土岐市役所に
備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第
二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通
知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示
する。

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山県市葛原字根尾谷五六五三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字根尾谷五六五三の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。()

岐阜県告示第六百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山県市大字長滝字釜ヶ谷二七の二七
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字釜ヶ谷二七の二七（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

岐阜県告示第六百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飛騨市神岡町杉山字鉛谷山三六五の一、三六六の一
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 岐阜県告示第六百三十四号
- 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定により県道の路線を次のように変更したので、同条第三項において準用する同法第九条の規定により告示する。
- その関係図面は、岐阜県県土整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。
- 平成二十二年十二月二十四日
- 岐阜県知事 古 田 肇

整理 番号	旧新別	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	備 考
			起 点	終 点	重要な 経過地	

6	
新	旧
中津川 田立線	中津川 山口線
中津川 市	中津川 市
長野県木 曾郡南木 曾町田立	

岐阜県告示第六百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十二月二十四日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		可土 児岐線		道の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延長 （メートル）	備考
後	前	後	前	同 五〇番地先まで	同 市同 字大清水二七	可児市今渡字金屋一七二 八番一地从先から	可児市今渡字下畑四五番 二地先から	一五・〇 一五・〇	一六・五 一六・五	一四・〇 一四・〇	
同 四地先まで	同 市同 字同 四六番							一五・〇 一五・〇	一六・五 一六・五	一四・〇 一四・〇	

岐阜県告示第六百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十二月二十四日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	福岡 坂下線	道の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延長 （メートル）	備考
後	前	同 四八番一 二五地先まで	同 市同 字樋ノ口五	中津川市田瀬字下田瀬下 五三二番二地先から		九・五 一三・四	五八・〇 五八・〇		
一三・〇 一三・〇									

岐阜県告示第六百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十二月二十四日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道	二百六十 三三三 三三三	道の種類	路線名	区	間	延長 （メートル）	供用開始 の期日	区域 決定 の又 告示 の日 （ほか）	備考
同 五六番一 地先まで	同 市同 字同 三八	中津川市中津川字餅六三八 六一番二地先から		三三・〇		平成 三三・三・二四	平成 一八・八・八		

岐阜県告示第六百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

多治見都市計画道路

1・3・1号 東海環状自動車道

3・5・21号 市之倉線

3・6・14号 京町滝呂線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

岐阜県告示第六百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

中津川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域
縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び中津川市基盤整備部計画課

岐阜県告示第六百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

瑞浪都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び瑞浪市建設水道部都市計画課

岐阜県告示第六百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

土岐都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び土岐市建設部都市計画課

岐阜県告示第六百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古田肇

一 都市計画の種類

可児都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び可児市建設部都市計画課

岐阜県告示第六百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古田肇

一 都市計画の種類

高富都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び山県市産業建設部都市計画課

岐阜県告示第六百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古田肇

一 都市計画の種類

養老都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び養老町建設課

岐阜県告示第六百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古田肇

一 都市計画の種類

関ヶ原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域
縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び関ヶ原町産業建設課

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十二年十一月十九日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ふる里めいほう

三代 表 者 の 氏 名 原 義典

四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市明宝畑佐一九二番地

五 定款に記載された目的 この法人は、主として明宝地域の住民を対象に、生活の不便の克服や、福祉の増進につながる活動、新しいまちづくりを目ざした創造的な活動を通して、明宝地域の住民が元気になることを目的とする。

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。

平成二十二年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出者の氏名又は名称

新興機械株式会社

二 建物の名称及び所在地

ケーズデンキ大垣パワフル館

大垣市林町十丁目二二五〇番地の三 外

正 誤

（原稿誤り）

平成二十年三月三十一日号外第八号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指

定区域の指定（岐阜県告示第二百五十一号）二頁上段の表中

大垣市米野町三丁目三三

、四二一、四三

は、

大垣市米野町三丁目三三の二部、四二一の

の誤り。

平成二十二年十二月二十四日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター